

つくば市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 議会・議員の活動原則（第4条—第7条）

第3章 市民と議会との関係（第8条—第12条）

第4章 議会と行政との関係（第13条—第17条）

第5章 議会機能の充実強化（第18条—第20条）

第6章 委員会活動（第21条）

第7章 議会及び議会事務局の体制整備（第22条—第25条）

第8章 議員の身分及び待遇（第26条—第28条）

第9章 条例の検証及び見直し手続（第29条）

附則

つくば市議会（以下「議会」という。）は、選挙で選ばれた議員により構成され、同じく選挙で選ばれた市長とともに、つくば市を代表する機関である。二元代表制のもと、合議制の議会と独任制の市長は、それぞれの異なる特性を生かして、市民の意見を市政に反映させるために競い合い、協力し合いながら、市民の負託に応えていかなければならない。

地方分権が進む中、議決機関である議会は、多様な市民の多様な意見をより把握して、これまで以上に公平性、公正性、透明性及び信頼性のある議会運営や開かれた議会づくりを推進する必要がある。市民への情報の提供と共有化を図りながら、
市民の積極的な参加を求める、議員同士が自由闊達な討議を通じ、論点や課題を明らかにし、市民本位の立場をもって、その執行を監視し、さらには、課題解決のために政策立案、政策提案及び政策提言を積極的に行っていかなければならない。

ここに、議会はこれまでの改革の取組をさらに継続して、地方分権と自治の時代

にふさわしい開かれた議会、市民とともに歩む議会を目指すことを決意し、本条例を制定した。多くの市民の理解と努力の上に建設され、未来の可能性あふれるこの地の市民福祉の向上と市政の発展に寄与するために、議会は進む。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制のもと、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、公平、公正、透明な信頼される議会運営を図り、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

(趣旨の尊重)

第2条 議会は、議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃を行うときは、この条例の趣旨を十分に尊重するものとする。

(定例会の回数と会期)

第3条 定例会の回数及び会期については、市政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、議会の機能を発揮できる機会を確保するものとする。

第2章 議会・議員の活動原則

(議会の活動原則)

第4条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公平性、公正性、透明性及び信頼性を重視し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）に対し、適切な行政運営が行われているか監視し、評価を行うこと。
- (3) 市民の多様な意見、要望の把握に努め、政策立案、政策提案及び政策提言を積極的に進めること。
- (4) 議員相互間の討議を十分に尽くして、合意形成に努めること。
- (5) 地方議会を取り巻く環境の変化に対応するため、議会活性化の取組を積極的

かつ継続的に行うこと。

(議員の活動原則)

第5条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議体であることを十分認識し、議員間の自由^{かつ}闊達な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握することに努め、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。
- (3) 日常の調査活動及び研修、自己研鑽を通して自らの資質向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動をすること。
- (4) 議会での申合せ事項を遵守し、その内容については適宜見直しを行うこと。

(会派)

第6条 議員は、議員活動を行うため、政策を中心とした共通の理念をもつ集団としての会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策提案及び政策提言について積極的に調査研究を行い、合意形成に努めるものとする。

3 会派及び会派代表者会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(危機管理)

第7条 議会は、災害等の不測の事態から市民の生命、身体及び財産並びに生活の平穀を守るために、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるよう、市長等と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。

2 議会及び議員は、災害等の状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じ市長等に対し、提言及び提案を行うことができる。

第3章 市民と議会との関係

(市民参加)

第8条 議会は、請願の審議においては、請願者の意見を聞く機会を設けるよう努めるものとする。

第9条 議会は、市民の意見及び知見を審査に反映させるため、つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号。以下「委員会条例」という。）の規定に基づき、公聴会及び参考人制度の活用に努めるものとする。

（会議の公開）

第10条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

- 2 議会は、定例会、臨時会及び委員会を原則として公開するとともに、その他の会議も公開に努めるものとする。
- 3 議会は、議案の審議に用いる資料を提供するなど、市民に分かりやすい議会運営に努めるものとする。
- 4 前項の規定する資料の提供に関し、必要な事項は、議長が別に定める。

（情報提供）

第11条 議会は、議会広報紙その他の広報媒体の活用により、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会活動に関する情報を積極的に発信しなければならない。

- 2 議会は、議案に対する各議員の意思表示について公表するものとする。
- 3 前項の規定に基づく意思表示の公表に関し、必要な事項は、議長が別に定める。

（議会報告会）

第12条 議会は、市民への説明責任を果たし、市民の多様な意見、要望の把握に努めるため、議会報告会を毎年1回以上開催するものとする。

- 2 前項の規定に基づく議会報告会の開催に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第4章 議会と行政との関係

（市長等と議会の関係）

第13条 議会は、市長等との立場及び機能の違いを踏まえ、二元代表制のもと、その役割を果たすため、市長等との緊張ある関係を構築し、行政運営について監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提案及び政策提言を通じて、市政の

発展に努めなければならない。

(質疑等)

第14条 議員は、会議等で質疑し、又は質問しようとするときは、議案及び市政の課題等について、市民に対して論点及び争点が明らかになるよう努めなければならない。

2 質疑等については、つくば市議会会議規則（昭和62年つくば市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）及び委員会条例の定めるところによる。

(議員への反問)

第15条 答弁を行う者は、定例会並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における質疑及び質問に対して、論点を明確化し、議論を深める目的で反問することができる。

2 前項の規定に基づく反問については、会議規則及び委員会条例の定めるところによる。

(政策の形成過程の説明)

第16条 議会は、市長等が策定又は提案する重要な政策について、政策の理解を深めるため、市長等に対し、次に掲げる事項に関し必要な情報を明らかにするよう求めることができる。

- (1) 政策を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策の事例
- (4) 未来構想における根拠又は位置付け
- (5) 関係法令及び条例等
- (6) 政策の実施に係る財源措置
- (7) 将来にわたる政策の効果及びコスト

(予算及び決算における政策説明)

第17条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長等に対し、施策別又は

事業別の説明資料を求めることができる。

第5章 議会機能の充実強化

(議員相互の討議による合意形成)

第18条 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における議案の審査の際には、議員相互の討議により活発な議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 前項の審査を行うに当たり、各委員長は、議員相互の討議が積極的に行われるよう当該委員会を運営しなければならない。

(議決事件の追加)

第19条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定に基づき、法に定めるものを除き、必要な事項を議決事件として追加することができる。

2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定めるものとする。

(政策討論)

第20条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討論を積極的に行うものとする。

第6章 委員会活動

(委員会の目的と運営)

第21条 常任委員会及び特別委員会は、議会における政策立案、政策提案及び政策提言を積極的に行うものとする。

2 議会は、委員会の審査に当たっては、市民に審査の内容や議論されている事件を分かりやすくするため資料を積極的に公開するよう努めなければならない。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(議会事務局)

第22条 議会は、議会及び議員の政策形成などの活動を支援するため、議会事務局の体制強化を図り、調査機能の充実に努めるものとする。

2 議長は、議会の政策立案等に資する職員を、議会事務局の職員として出向させるよう市長に要請することができる。

(議会図書室)

第23条 議会は、議員の調査研究、政策立案、政策提案及び政策提言に資するため、議会図書室の図書及び資料の充実に努めるものとする。

(議員研修)

第24条 議会は、議員の政策形成及び政策立案能力等の向上を図るため、広く各分野の専門家等との研究会を積極的に開催し、研修の充実強化に努めるものとする。

(附属機関の設置)

第25条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

第8章 議員の身分及び待遇

(議員定数)

第26条 議員定数については、市長等の事務執行に対する監視及び評価並びに政策立案、政策提案及び政策提言に係る機能を確保し、市民の多様な意見等を市政に反映させるなど、議会としてその責務を果たす議員数を考慮し、別に条例で定めるものとする。

2 議員定数の改正に当たっては、他市との比較だけでなく、公聴会及び参考人制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、検討するものとする。

3 議員定数の改正は、法第74条第1項の規定に基づく直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提出するものとする。

(議員報酬)

第27条 議員報酬については、市の財政規模及び事務の範囲、議会活動及び議員活動に専念することができる制度的な保障としての性質を有すること、公選による職務の特性及び責任等を考慮し、別に条例で定めるものとする。

2 議員報酬の改正に当たっては、他市との比較だけでなく、公聴会及び参考人制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、検討するものとする。

3 議会は、前項の規定により把握した結果について、市長に提出することができるものとする。

(政務活動費)

第28条 政務活動費については、議会活動の活性化を図るため、調査研究その他 の活動を積極的に行い、議会機能の強化に活用することを考慮し、別に条例で定めるものとする。

2 政務活動費の改正に当たっては、他市との比較だけでなく、公聴会及び参考人制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、検討するものとする。

3 議会は、前項の規定により把握した結果について、市長に提出することができるものとする。

第9章 条例の検証及び見直し手続

(条例の検証及び見直し手続)

第29条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。